

議案第 56 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が一部改正され、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、その審査手数料を定めるため改正する。

[内 容]

1 長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査手数料の追加（第 18 条関係）

長期優良住宅維持保全計画の認定に係る審査手数料を次のように定めることとする。

| 区 分 | 登録住宅性能評価機関による事前審査を受けていないもの | 登録住宅性能評価機関による事前審査を受けたもの |
|-------------|----------------------------|-------------------------|
| 1 戸 | 68,000 円 | 12,000 円 |
| 2 戸～5 戸 | 160,000 円 | 23,000 円 |
| 6 戸～10 戸 | 260,000 円 | 40,000 円 |
| 11 戸～25 戸 | 510,000 円 | 61,000 円 |
| 26 戸～50 戸 | 910,000 円 | 110,000 円 |
| 51 戸～100 戸 | 1,600,000 円 | 170,000 円 |
| 101 戸～200 戸 | 2,900,000 円 | 290,000 円 |
| 201 戸～300 戸 | 4,100,000 円 | 360,000 円 |
| 301 戸以上 | 5,000,000 円 | 400,000 円 |

2 長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る審査手数料の追加（第 18 条関係）

長期優良住宅維持保全計画の変更の認定に係る審査手数料は、1 の例により計算した額の半額とすることとする。

[適 用]

令和 4 年 10 月 1 日